

〈研究ノート〉

中小企業における事業承継税制について — 改正点を中心として —

西 山 恒 博

目 次

1. はじめに
2. 事業承継税制の趣旨と効果
 - (1) 事業承継税制とその趣旨
 - (2) 納税猶予を受けた場合の効果
3. 立法までの経緯と沿革
4. 適用要件と改正事項についての検討
 - (1) 事前確認制度の変更
 - (2) 会社の要件
 - (3) 後継者の要件
 - (4) 先代経営者の要件
 - (5) 担保の提供について
5. 紳税猶予期間中及びその後における要件と継続届出書について
6. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合
7. 後継者が死亡した場合
8. 相続税の納税猶予の計算において被相続人に債務がある場合の計算
9. 上記以外の検討事項
10. 改正された新事業承継税制の選択について
11. 結びに

1. はじめに

平成27年1月1日より相続税の基礎控除、最高税率の引上げなどの税制改正が施行されたことにより、相続税の増税が実質上開始された。¹⁾相続税は土地等、

1) 改正点については、増税だけでなく平成27年1月1日より未成年者控除、障害者控除額の引き上げや小規模宅地等の特例の面積の変更などのように、減税の対象となる措置

建物等、預貯金などの金融資産や有価証券、保険金、退職金、借入金といった被相続人の財産及び債務が対象であるために、金額が大きくなり納税額も多額になることが多い。基礎控除が引き下げられたことにより、相続税を負担する人は当然多くなるだろう。そのような影響も大きいためか国税庁のホームページでは「相続税の申告要否判定コーナー」²⁾を設けて、相続税の申告が必要かどうかを確認するサイトまで作成している。

実際に基礎控除額だけを見ても平成26年と比較して控除額が6割となったのであるからその影響も大きいものと思われる。³⁾それまで自分自身が相続税の課税の対象とはならないと思っていた人々にとっては、予定外の出来事といつても良いだろう。それと共に、平成25年に改正となった非上場株式等の納税猶予制度についても、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年1月1日施行）」を掲載し、その内容を明らかにしている。この非上場株式については平成21年度税制改正において創設された制度であるが、今まであまり有効に活用されていなかったという経緯がある。本稿では、これらの中小企業における非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例制度、つまり中小企業の事業承継税制について検討してみたい。

中小企業は我が国の企業の99.7%（経済センサス活動調査2012年）を占めて

も同時に施行されている。しかし、相続税の申告という点からは基礎控除額を引き下げるこことにより申告を必要とする対象者が増加することは避けられないと思われる。

2) 国税庁ホームページ《<http://www.nta.go.jp/index.htm>》。ここでは、配偶者の有無、相続人の状況などを入力し、相続財産についてデータを入力すると相続税の申告が必要かどうかを判定するというシステムを構築している。相続税の申告についてのおおよその判定結果を示すことにより、納税者の不安を軽減するものとして大変有効なシステムと思われる。この他にも相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし（平成27年分用）」や「相続税の申告要否の簡易判定シート（平成27年分用）」などもPDF形式のファイルとして掲載し、国民が相続税に対する理解を得られるように情報を発信している。

3) 例えば被相続人甲の相続（相続人は妻と子供二人）において、正味遺産額が9千万円だとする。平成26年12月31日までに相続の開始があった場合には、相続税の総額は100万円となる。しかし、平成27年1月1日以降に相続の開始があった場合には、相続税の総額は480万円となる。分割等により対策は可能と考えられるが、その影響は大きい。

おり、日本経済を支える大変重要な役割を担っている。⁴⁾このような中小企業において中小企業経営者の高齢化が進む中、事業の承継が円滑に行われることは大変重要なことである。事業承継税制は、このような中小企業の状況を踏まえつつ制度設計されたものであったが、平成25年度税制改正によって相続税及び贈与税の納税猶予や免除などの規定が緩和され、平成27年1月1日よりさらに拡充されることになった。

2. 事業承継税制の趣旨と効果

(1) 事業承継税制とその趣旨

中小企業がその事業を継続していくことは、企業に雇われている人々の雇用を確保し、また地域経済をも活性化させる。したがって中小企業の事業承継が円滑に行われることは大変重要なことである。そしてその事業を継続して受け継いでいくためには、その企業の株式も同時に受け継いでいかなければならぬ。中小企業の場合、株式を保有しているのは経営者および経営者の親族である場合が多く、その株式を相続または贈与により承継していくのが通常である。しかし、その株式は上場されていないことから流動性は低く、また以前から所有している土地等や事業年度ごとに計上してきた利益の蓄積である剰余金などにより株式の相続税評価額が高くなり、承継が円滑に行われないことが多いのではないか⁵⁾だろうか。そこで中小企業の事業承継を円滑に行うために、その非上場株式についての相続税、贈与税の納税を猶予及び免除しようというのがこの制度の趣旨である。

4) 中小企業庁の「事業承継に関する現状と課題について」5頁では、中小企業は地方経済にも与える影響も大きく、三大都市圏以外の地域において、雇用者数における中小企業比率が高くなっていることを指摘している。

5) 昭和20～40年代の高度成長期に取得した土地等やそれ以前に取得した土地等においては含み益も大きく、それらが移転や売却などされていないことによって含み益が利益として実現していないことから、結果的に非上場の株式の評価額が会社設立時の数十倍以上になるようなケースも少なくない。

(2) 納税猶予を受けた場合の効果

この制度により、現経営者から贈与によりその企業の株式をその親族である後継者が取得した場合には贈与税が納税猶予される（措法70の7、措令40の8）。また、相続税の場合にも、相続又は遺贈によりその企業の株式をその親族である後継者が相続した場合には、その株式の80%が納税猶予される（措法70の7の2、措令40の8の2）。ただし、自社の株式のうち納税猶予対象となるのは発行済議決権株式総数の3分の2までである。これは後継者が以前から保有していた株式も含めたものである。

また、この非上場株式についての相続税の納税猶予の計算については従来の農地の納税猶予とは異なる点が指摘されている。非上場株式についての相続税の納税猶予の計算について小池税理士は、経営承継相続人が取得財産に占める納税猶予対象株式の割合が72%になるのに対して納税猶予になる税額が約56%になる例を示しながら、農地の納税猶予の場合とを比較して「新制度が株式のみを相続したものとして、いわゆる抜き出し計算を行うこととしたため、累進税率の下積み部分が適用される為である。この点は、従来からの計算方法に変更のない農地の納税猶予制度との大きな違いである。⁶⁾」と述べている。

さらに経営承継相続人である子の相続財産の全部が納税猶予対象株式であるとした場合の例を示し、その場合に猶予税額の割合が相続税額の83%相当額になる例を示して、「いずれにしても、新制度の効果は、経営承継相続人等の相続財産の内容によって大きく左右される。実務的には遺産分割の方法がポイントになるといってよい。」⁷⁾と述べている。それだけ実務における遺産分割の方法が重要であり、その方法により納税猶予額が左右される制度であることを指摘している。つまり現実的にはこれらの計算をシミュレーションした上で遺産分割割合などを検討することになるであろう。

これらの制度は納税を猶予するという制度であるために、一定の要件を満たさなければならない。しかし、この制度の効果は大きく、本制度の適用がより

6) 小池正明「相続税の納税猶予の制度の活用と税務（新事業承継制度と実務2）」『税経通信』Vol.64/No. 4 /906、平成21年9月、58頁。計算方法については55-58頁において詳しく述べている。

7) 小池、同書58頁。

受けやすくなれば事業承継が可能となる経営者は増加するものと思われる。

ただし、この制度は平成21年に創設された制度であったが、創設当時の適用要件が厳しかったために思うように利用されていなかつたのではないだろうか。⁸⁾故に平成25年改正により適用要件を見直し、以前よりは使い勝手の良い制度へと変更された。

3. 立法までの経緯と沿革⁹⁾

中小企業における地域経済の発展と経済力の維持、そして安定的な雇用の確保という点からも中小企業の事業承継は大変重要な課題である。中小企業における事業承継ができずに廃業に追い込まれるケースが多くなり、その影響で毎年20～35万人の雇用が失われるということが推計されるようになり（2006年版の中小企業白書）、税制面でも相続税での特例の拡充が求められるようになった。この点について改正税法のすべて平成21年版では「特に中小の法人企業の事業の継続については、これらの企業が多くの雇用を抱え、様々な技術を有するなどの地域経済の中核を担っている一方で、事業規模の大きい企業の場合にはその企業の資産価値等に応じて株式の価額が相対的に多額となり、株式以外の資産がほとんどない場合でも多額の相続税を納税することもあるため、後継者がこれを避けるために、株式を分割して相続することになり、安定的な事業の継続に支障をきたすことになります。そこで、地域経済の活力を維持し、雇用を確保する観点から、このような非上場株式に係る相続税の特例の大幅な拡充が¹⁰⁾求められるようになりました。」と述べている。

税制調査会では、平成19年の答申において、「相続税負担についても、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘も

8) 中小企業庁「平成27年度税制改正の課題と展望」平成26年10月、10頁では、経済産業大臣の認定件数が、2014年3月末で相続について539件、贈与について307件としている。

9) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』第一法規、5215-5215の4頁参照。

10) 泉恒有『改正税法のすべて（平成21年版）』日本税務協会、平成21年8月、310頁。

ある。また、同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。¹¹⁾」と述べており、事業承継に対する税制面も含めた支援のあり方と、それに対する課税の公平という視点からの問題点を指摘している。そしてさらに、このような問題点を含みながらも、事業承継税制については「課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。¹²⁾」として、事業承継税制の必要性を指摘している。

平成19年12月19日の平成20年度税制改正大綱では「事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。¹³⁾とした。

翌年の平成20年11月の税制調査会の答申では、相続税の課税方式についても事業承継税制とともに検討されたが、平成21年度税制改正では相続税の課税方式についての変更は行わないこととし、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予」

11) 税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」平成19年11月、27頁。

12) 税制調査会、同。

13) 財務省「平成20年度税制改正大綱」平成19年12月19日、17頁。ここでは「本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用する。」とし、事業承継税制についての非上場株式とうに係る納税猶予制度に対する内容をかなり具体的に示している。そしてさらに、「この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する」として、相続税の課税方式についても検討事項として述べていることが注目された。

14) 税制調査会「平成21年度の税制改正に関する答申」平成20年11月、6頁では、「昨年の答申で指摘した各種特例がさらに拡充されることは、現行の課税方式のままでは、課税の公平性からみた不平等の増大を招く。また、現行方式については、同じ額の財産を取得しても税額が異なる可能性がある（財産取得者の水平的公平が損なわれる）という問題や、一人の相続人等の申告漏れにより他の共同相続人等にも追徴税額が発生するという問題があることも、昨年の答申で指摘したとおりである。」と述べて現行の課税方式について問題があることを指摘しているが、逆に現行制度について「相続税の総額が遺産総額と法定相続人数等により一義的に定まり、遺産分割のされ方に対して中立的であることなどから、肯定的に評価する意見」もあったために「課税方式の見直しについては、課税の公平性や相続のあり方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題である

制度が創設されることになった。また、相続税の納税猶予制度の導入に併せて、「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予」制度についても創設されることとなった。

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度（措法70の7の2）については、平成20年10月1日以後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得した場合に適用することができる。また、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度については、平成21年4月1日以後の贈与について適用が可能とされている。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、平成22年に会社と特別の関係がある特別関係会社の範囲に外国会社を含むこととするなどの改正を行なった。また、平成23年には非上場株式等にかかる会社の範囲に風俗営業会社に等に該当してはならないこと等とする特別関係会社を見直す等の改正を行なった。

さらに平成25年には経営承継相続人について、被相続人の親族であることの要件が撤廃された。また、経営承継期間における常時使用従業員について、各年における常時使用従業員数から従業員数の平均に改正されている。平成25年改正については以下に述べるが、この改正により以前よりは少しは適用しやすくなったともいわれている。ただし、現状を見る限りでは、まだまだ十分とはいえないようと思われる。

4. 適用要件と改正事項についての検討

ここでは納税猶予制度を受けるための適用要件について、改正のポイントをあげながら検討したいと思う。

(1) 事前確認制度の変更

この制度は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく¹⁵⁾経済産業省の認定が必要であるが、この経済産業大臣の確認の制度が廃止され

ことから、幅広い国民の合意を得ながら議論を進める必要がある。」として、さらに議論を重ねることとなった。

15) 経済産業大臣の認定を受けるために、相続の場合には会社の要件（中小企業者である

平成25年4月から事前確認を受けなくとも制度の利用が可能となった。

この点について平成25年度の「税制改正のすべて」においては次のように述べている。「中小企業の事業承継を円滑に進めるためには、相続発生後の後継者争い（争続）を未然に防止するとともに、社内や取引先、金融機関等との関係を維持しながらの事業承継を進めることが重要です。そのためには現経営者が生前に後継者を確定し、計画的に後継者に承継する取組みを行っておくことが必要であるといわれています。この点を踏まえ、円滑化法では、中小企業の事業承継への計画的な取組みを促進する観点から、円滑化法に規定する経済産業大臣による指導・助言の一環として（円滑化法15）、「計画的な承継に係る取組みに関する経済産業大臣の確認」の制度（事前確認制度）が設けられています（円滑化省令16①）。」¹⁶⁾

しかし、「①例えば、不慮の事故など想定外の事由で現経営者が突然亡くなった場合に、事前確認を受けていないという理由だけで、その後継者が事業承継税制を利用できないなど、同制度の利用を阻害する面がある。②株式贈与の場合には、贈与自体は計画的に行われるのが一般的であり、事前確認手続の存在は、（計画的な事業承継の取り組みの推進という効果よりも）二重の手間になっている面が大きいという問題がありました。円滑化法は、中小企業の事業活動の継続に資することを目的とするものです。事前確認を受けていないことだけをもって、事業承継税制の適用対象から除外してしまうことは、その結果として事業活動の継続に支障をきたし、本来の政策目的の達成（雇用と地域における経済活動の維持）に逆行する恐れがあります。」と述べている。これにより

ことや風俗営業会社でないこと、従業員が1人以上いること、資産管理会社でないことなど）や後継者（相続人等）の要件、先代経営者（被相続人）の要件などについて、要件を満たしているかどうかの申請書を原則として相続の開始の日から8月以内に提出する。また贈与の場合にも会社の要件や後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件などについて、贈与の年の翌年1月15日までに提出する。そしてそれぞれ認定通知書により、相続税および贈与税の申告期限内に申告を行い、特例の適用となった株式等について担保として提供する。¹⁷⁾

16) 吉沢浩二郎ほか『改正税法のすべて（平成25年版）』日本税務協会、平成25年9月、626頁。

17) 同書、627頁。

事前確認制度は見直されて、平成25年4月1日以後に受ける認定について確認制度が廃止となつた。¹⁸⁾

(2) 会社の要件

事業承継税制を活用できる会社としては、以下の要件を満たした会社となる。

- ① 中小企業者であること。¹⁹⁾
- ② 上場会社ではないこと。
- ③ 風俗営業会社ではないこと。
- ④ 一定の資産保有型会社ではないこと。²⁰⁾ 資産管理会社については租税特別措置法第70条の7②八、九で以下のように規定している。

資産保有型会社

認定贈与承継会社の資産状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの日において、次のイ及びハに掲げる金額の合計額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が100分の70以上となる会社をいう。

イ その日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

ロ その日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

18) これについても改正税法のすべてでは「事前確認制度の廃止の方針が決まっているにもかかわらず、先代経営者の突然の死という偶発的に事象の発生の場合に、事業承継税制の利用を認めないままとしているのは合理的ではなく、できるだけ早く廃止すべきと考えられた」ためとしている。したがって、他の改正事項が平成27年1月1日になっていてもこの制度は平成25年4月1日以後に受ける認定制度としている。

19) 中小企業者については「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の第2条に規定している。

20) 資産管理会社について特例の適用を受ける要件は、次のように改正されている。
①3年以上にわたり、商品の販売等の行為をしていること（同族関係者などへの貸付は除く）。
②常時使用している従業員の数が5人以上であること（雇用の確保という政策的な機能を高めるために、常時使用従業員の範囲から後継者及び生計を一にする親族を除外することとしている）。③その事業の用に供する事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有し、又は賃借していること。

ハ その日以前5年以内において、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該会社から受けた剩余金の配当等（会社の株式等に係る剩余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び、次条において同じ。）の額その他当該会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

これを算式で示すと次のような算式となる。

$$\frac{\text{特定資産の合計額}}{\text{総資産額}} \geq 70\%$$

資産運用型会社

認定贈与承継会社の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が100分の75以上となる会社をいう。

算式では以下のとおりである。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

- ⑤ 常時使用従業員数が1人以上の会社等であること。
- ⑥ 特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数が5人以上であること。

上記④の一定の資産保有会社について、なぜ除外しているのであろうか。もともと事業承継税制の目的は、円滑な事業の承継により雇用を確保し地域経済の活力を維持することにある。この点については上記3に述べたとおりである。資産管理会社についてはその目的を確保するというよりは、個人的な資産を同制度を利用することにより課税回避を行うことが予想される。また、事業としての実態がない会社にまで同制度の適用があればその趣旨を逸脱することになる。そのために、資産管理会社については基本的に除外することが考えられる。しかし、資産管理会社であっても事業としての実態を備えた法人も存在するため、一定の要件のもとに例外的に事業承継税制の適用を認めていると考えてよいであろう。

(3) 後継者の要件

平成25年度の大きな改正点として、後継者については現経営者の親族に限定

されていたが、平成27年1月からは親族外承継も対象となったことである。これは、以前は親族内において特に経営者の息子や娘が事業を承継する割合が多くたが、現在はその割合が低下し、親族以外の役員等が事業を承継する場合も統計的に多くなっているためにこのような改正が行われたと思われる。この点は評価される改正であろう。²¹⁾

① 贈与について

後継者である受贈者（経営承継受贈者）の要件

イ、贈与時において20歳以上であること。

ロ、贈与時に会社の代表権を有している者であること。

ハ、贈与時において後継者及び後継者と特別の関係がある者で、その企業の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。

ニ、直近3年間継続して役員または業務執行役員の地位を有していること。

② 相続について

後継者である相続人等の主な要件

イ、相続開始の翌日から5ヶ月を経過する日において会社の代表権を有していること。

21) 中小企業庁「中小企業白書2013」136頁（これらの資料は中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」2012年11月、（株）野村総合研究所による）。ここでは現経営者と先代経営者の関係の変化についてその割合を示し、社外の第三者への事業承継が増加してきていることを示している。中規模企業においては、20年以上前は息子・娘による事業承継が83.0%を占めていたが、10～19年前は63.1%、0～9年前は43.1%とかなり減少している。これに対して社外の第三者については、20年以上前は3.9%であったが10～19年前は6.0%、0～9年前は21.4%と大幅に増加している。小規模事業者についても同じ傾向が見られ、親族以外の者が事業を承継することに対する措置が必要となってきたと思われる。また、これらの企業において中規模企業の経営者は事業を継続させたいという意思がある者が84.5%を占めるものの、小規模事業者では6割弱にとどまり、廃業を希望する割合は13.7%と1割強である。理由は「息子・娘に継ぐ意思がない」、「息子・娘がない」といった答えが約6割を占めており（同書139-140頁参照）、後継者難に悩んでいる経営者も多く、親族外の第三者についても円滑に事業承継が行われる制度が必要になったものと思われる。

口、相続開始の時において後継者及び後継者と特別の関係がある者で、その企業の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。

この規定で重要なのは、贈与時・相続時ともに「その企業の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること」という文言が入っていることであろう。つまり、この制度においては経営承継相続人はあくまでも1名と考えている。改正税法のすべてでも「1社において複数の者が被相続人から株式（議決権）を相続してそれぞれ後継者として事業を承継した場合には、事業の安定的な継続に支障が生ずるおそれがあることから、このような株式の分散を防止し、後継者への株式の集中を図ることが、事業の承継においては重要になります。このような考え方方に基づき、円滑化法では、1人の後継者への議決権株式の集中を図るために、民法の遺留分の特例や金融支援を講じており、経済産業大臣認定においても経営承継相続人等は1人に限定されています（認定承継会社に共同代表者が存在しても構いませんが、²²⁾経営承継相続人等は1人に限定されます）。」と述べている。この点は、事業承継税制を考える上で重要な部分であると思われる。

(4) 先代経営者の要件

先代経営者についても改正が行われている。改正前は、先代経営者は株式の贈与時に役員を退任しなければならなかつたが、改正後は役員に残留することが認められ、代表者を退任すれば要件を満たすことになった。この点については、後継者への事業承継の時期が遅れており、早い時期において事業承継を行い先代経営者は役員として残留して後継者とともに経営に従事し、経営のノウハウ等を承継することが必要と判断したものと思われる。²³⁾先代経営者が退任せずに経営を承継することが可能になれば、顧客の信用も継続することが予想され、事業承継をより円滑に行うことが可能となるであろう。先代経営者の要件

22) 泉恒有、前傾書（註10）、315頁。

23) 中小企業庁、同書、127頁では、現経営者の承継時の平均年齢が43.7歳であったことに対して最近5年間の現経営者の承継時の平均年齢が50.9歳であることを指摘し、「後継者への事業承継は、総じて遅れているものと推測される」としている。

としては以下のようになる。

① 贈与について

イ、会社の代表権を有していたこと。

ロ、贈与時に会社の代表権を有していないこと。

ハ、贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で、
その企業の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者
を除いたこれらの者の中で、最も多くの議決権数を保有していたこ
と。

② 相続について

イ、会社の代表権を有していたこと。

ロ、相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係があ
る者で、その企業の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、
後継者を除いたこれらの者の中で、最も多くの議決権数を保有して
いたこと。

(5) 担保の提供について

贈与税及び相続税について納稅が猶予されるためには、担保を提供する必要
がある。改正税法でも「農地等についての相続税の納稅猶予制度と同様に、相
当の額について長期間にわたり納稅が猶予されるのですから、租税債権確保の
見地から担保の提供が要件とされています。」²⁴⁾と述べている。

まず贈与税については、納稅が猶予される贈与税額に相当する担保を税務署
に提供する必要がある。この場合、納稅猶予の特例を受ける対象となったその
企業の特例受贈非上場株式の全てを担保として提供した場合には、納稅が猶予
される贈与税額に相当する担保の提供があつたものとみなされる。

24) 泉恒有、前掲書324頁（註10）。さらにここでは、「非上場株式を担保として提供する場
合には、株券を供託してその供託書の正本をその提供先の税務署長に提出する必要があ
ります（通則令16①）。そのため、株券を発行していない会社の株式を担保に提供するた
めには、その株券を発行する必要があります。」としている。また、「認定承継会社（持
分会社）の持分を担保として提供する場合には、当該持分を目的とする質権設定に係る
書類（納稅者が出資の持分に税務署長等の質権を設定することについて承諾したことを
証する書類や印鑑証明書など）を税務署長に提出する必要がある（措令40の8の2⑤、
措規23の10③）」と述べている。

また、相続税についても相続税の申告期限までに納税が猶予される相続税額に相当する担保を税務署に提出しなければならないが、贈与税と同じようにその企業の特例非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額に相当する担保が提供されたものとみなされる。

5. 納税猶予期間中及びその後における要件と継続届出書について

贈与税及び相続税の申告を行い納税猶予の特例を受けた場合でも、特例の適用を受けたその企業の非上場株式等を譲渡するなどの場合には、贈与税及び相続税の全部または一部について利子税と併せて納付することとなる。つまり、申告期限の翌日から5年間については、経営承継期間といい、以下の要件を満たして事業を継続しなければならない。要件を満たさなかつた場合には、納税が猶予されている相続税及び贈与税の全額について利子税を併せて納付することとなる。

- (1) 雇用の8割以上を5年間平均で維持しなければならない。²⁵⁾ 平成26年末までは5年間毎年維持しならなかつたが、景気変動にも配慮し、平成27年1月からは5年間平均で評価することとなつた。この規定については、既に事業承継税制を利用している場合においても適用が可能である。
- (2) 後継者は代表者を継続しなければならない。
- (3) 納税猶予の対象となつた株式等を継続して保有しなければならない。
- (4) 会社の要件を満たさなければならない。つまり、上場会社、資産管理会社などの会社に該当しないこと。
- (5) 贈与税の納税猶予にあっては、現経営者が代表者を退任しなければならない。改正前は役員を退任しならなかつたが、平成27年1月からは代表者を退任すれば要件を満たすこととなつた。

次に経営承継期間の経過後において、上記の要件を満たさなくなつた場合はどうだろうか。(1) の雇用の要件については8割を下回つた場合には、引き続き納税は猶予される。また、(2) の後継者が代表者を継続しなくなつた場合

25) 雇用の平均については経営承継期間の末日に判定される。

にも納税は猶予される。では、(3) の保有要件であるが、特例の適用を受けた非上場株式の一部を譲渡した場合には、納税が猶予されている株式等のうち、譲渡等した部分に対応する相続税及び贈与税について利子税を併せて納付することとなる。この場合、譲渡等した部分に対応しない贈与税及び相続税については、継続して納税が猶予される。また、(4) の資産管理会社に該当することになり、会社の要件を満たさなくなった場合には、贈与税及び相続税の全額と利子税を合わせて納付することになる。(5) の贈与税の場合の先代経営者が代表権を有することとなった場合にはどうだろうか。この場合には経営承継期間の経過後であれば、引き続き納税が猶予される。

このように納税を猶予されている期間についても要件が維持されているかどうかを判断するために、継続届出書を継続期間中は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署長に提出する。

上記のように要件を満たさなかつたために納税猶予の特例が打ち切られた場合には、納税を猶予されていた税額と利子税を負担しなければならないが、その利子税について平成26年1月からは利子税の引き下げが行われて0.9%となっている。さらに平成27年1月からは事業承継5年超の場合には、5年間利子税を免除することとなっている。

また、相続または贈与から5年以降において後継者の死亡や会社の倒産があった場合に納税が免除されていたが、平成27年1月からは民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも納税猶予額を再計算して一部免除を受けることができる。

6. 先代経営者（贈与者）が死亡した場合

贈与税の納税猶予を受けている場合に、贈与者である先代経営者が死亡等した場合には、「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより死亡時に納税が猶予されている贈与税の全部または一部が免除される。贈与税の納付が免除されるのは、贈与者である先代経営者が死亡した場合や受贈者である後継者が死亡した場合である。また納税猶予の特例を受けた会社について破産手続開始の決定や特別清算開始の命令などがあった場合にも納税が免除される。

先代経営者が死亡した場合には贈与税の納税猶予の特例を受けた株式等についても相続遺贈により財産を取得したものとみなして贈与時の価額により他の財産と共に相続税の計算を行うこととなる。ただしその場合に、一定の要件を満たす場合にはその会社の非上場株式として今度は相続税の納税猶予を受けることができる。

7. 後継者が死亡した場合

後継者の死亡等があった場合にも「免除届出書」「免除申請書」を提出する。これにより死亡があった時に納税が猶予されている相続税の全部又は一部が免除されることになる。後継者が死亡した場合や経営承継期間経過後にこの特例を受けた株式等を後継者に贈与し、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」などの適用を受ける場合、納税猶予の特例の適用を受けた株式に係る会社について、破産手続開始の決定や特別清算開始の命令があった場合などについては相続税の納付が免除されている。

8. 相続税の納税猶予の計算において被相続人に債務がある場合の計算

相続税の納税猶予の計算において、被相続人に債務等があった場合には課税価格から控除することになるが、その場合に非上場株式から控除すると納税猶予額が少なくなる。そこで平成27年1月からは相続税の計算を行う場合に被相続人の債務及び葬式費用については、非上場株式等以外の相続財産から先に控除することとなった。

9. 上記以外の検討事項

中小企業の事業承継を更に促進させるための課題として、2代目から3代目に対する株式の再贈与の問題がある。事業承継税制の特例の適用を受けた2代目が、先代が存命中に3代目に対して事業承継ができるのかという問題である。前制度においては、2代目から3代目に引き継ぐことにより2代目が納税を猶

予されていた贈与税部分について納税義務が生じることになっていた。したがって、2代目から3代目に対する事業承継は税制上不利であった。これにより早い段階で事業を承継することは難しくなってしまう。

事業承継税制を一層充実したものにするためには、2代目が贈与税の納税猶予を受けている段階でも、一定の要件の下で、3代目に株式の贈与を行った場合に2代目に贈与税の納税義務が生じないように制度の拡充を図ることが検討され、平成27年度税制改正に織り込まれた。その場合に、1代目が存命中に2代目が3代目に株式を贈与し、3代目が納税猶予制度の特例の適用を受けた場合に猶予されていた贈与税の納税義務を免除することになる。このように制度が拡充され、さらに使いやすい制度となり、早い段階で代替わりを可能とする制度となってきたことは、事業承継税制をより円滑に運用させることになると思われる。

10. 改正された新事業承継税制の選択について

平成26年末までに旧事業承継税制の適用を受けた場合でも一定の要件を満たす場合には、平成27年1月以降の新しい制度を選択することもできる。平成27年最初に到来する継続届出書の提出期限又は平成27年3月31日のいずれか遅い日に²⁶⁾「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書」²⁷⁾を所轄税務署長に提出すればよい。たとえば平成25年の贈与により贈与税の納税猶予の特例（旧事業承継税制の適用）を受けている場合には、平成26年3月17日が申告期限となるためにその1年後の平成27年3月17日のさらに5ヵ月後の平成27年8月17日（この日が平成27年の継続届出書の提出期限のため）が提出期限となる。これにより新制度を利用する中小企業者も多くなるものと思われる。

26) 継続届出書の提出期限は、相続税・贈与税の申告期限の翌日から毎年1年を経過する日の翌日から5月を経過する日。ただし申告期限の翌日から5年経過後は、3年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日。

27) 国税庁ホームページ参照《<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zyo/annai/8510-17.htm>》

11. 結びに

中小企業者の事業承継税制についてみてきたが、我が国における中小企業の割合は多く、経済を活性化させるためには中小企業の景気動向が大きな要因となると思われる。その中小企業を元気にさせるためにも、より使い勝手の良い制度が必要であり、平成27年以降のこの制度の利用状況が気になるところである。